

# 和寒町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

## < 目 次 >

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

令和8年4月

和寒町教育委員会

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

和寒町教育委員会は、教育職員のウェルビーイングを確保し、和寒町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指して、小中学校と連携し、保護者・地域の理解と協力を得ながら本計画を総合的に推進する。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

### (2) 本町の現状

和寒町では、平成30年度に「和寒町立学校働き方改革推進計画」を定め（令和元年に改定）、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年 平 均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 24.6 時間	12.7 %	1.0 %
中学校	月 31.6 時間	14.4 %	0.6 %

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度またはそれ以下にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【R6：15.5日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%以下にする。【R6：8.1%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスク値を70以下にする。【R7：78・全国平均100】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間 令和8年度～令和11年度

#### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ① 学校以外が担うべき業務

###### ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

###### ◇ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民等が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ◇ 調査・統計等への回答

調査内容、回答方法などを教育委員会で精査し、学校の事務負担を軽減する。

###### ◇ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT担当者が中心となって行いつつ、民間事業者への委託を検討する。

###### ◇ 学校体育館の施設・設備の管理

学校体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会が窓口となって行う。

###### ◇ 部活動

令和8年度より、実施可能な種目において、休日の部活動の地域連携を実施する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を図る。

###### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

###### ◇ 授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する、学習支援員・スクールサポートスタッフ等を積極的に配置する。また、校務支援システムやICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

###### ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

##### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

###### ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間と頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに次の内容に取り組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を促す。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ③ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ④ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ⑤ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥ 学校における定時退勤日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に少なくとも9日間の学校閉庁日の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、和寒町のHPで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を周知させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。